

契約保全・収納・保険金 取扱規定

25

保険金・給付金請求
受取人（請求権者）

保険金・給付金請求 受取人（請求権者）

1. SOMPOひまわり生命契約

〈1〉保険金・年金受取人

保険金・年金の受取人は、原則として契約申込時に指定された方です。ただし、高度障害保険金、特定疾病保険金およびリビング・ニーズ特約保険金の受取人は被保険者となります。

受取人が複数指定されている場合、または受取人が法定相続人と指定されている場合は、原則として受取人代表者から請求していただきます。

■保険金・年金受取人一覧

保険金の種類	受取人
死亡保険金	指定された死亡保険金受取人
高度障害保険金	被保険者 ^{※1}
特定疾病保険金 リビング・ニーズ特約保険金 ターミナルケア保険金	被保険者 ^{※2}
遺族年金	指定された遺族年金受取人
養育年金	指定された養育年金受取人
介護年金（介護保険に限る）	指定された介護年金受取人
死亡給付金	指定された死亡保険金受取人 ^{※3}
個人年金	指定された年金受取人
介護前払特約保険金	主契約の高度障害保険金受取人
生活サポート年金	被保険者 ^{※4}
就労不能年金	被保険者 ^{※4}
総合生活障害保険金・年金	被保険者 ^{※4}

※ 1 契約者、死亡保険金受取人ともに法人の場合は、死亡保険金受取人となります。

ただし、契約者から申し出があり、あらかじめ被保険者が受取人に指定されている場合は被保険者となります。

※ 2 被保険者が請求できない特別な事情があるときは、指定代理請求人となります。

※ 3 個人年金の場合は、死亡給付金受取人となります。

※ 4 保険契約者が法人でかつ保険契約者が主契約の遺族年金の受取人の場合には、保険契約者が生活サポート年金、就労不能年金、総合生活障害保険金・年金の受取人となります。

ただし、契約者から申し出があり、あらかじめ被保険者が受取人に指定されている場合は被保険者となります。

〈2〉給付金受取人

給付金受取人は給付金種類、契約形態によって異なります。

■給付金受取人一覧

給付金種類	契約形態	契約者、死亡保険金受取人ともに法人の場合
約款上、被保険者を受取人とする給付金 ＊入院給付金、手術給付金、通院給付金、手術見舞金、先進医療給付金など	被保険者	
約款上、給付金受取人を指定する給付金 ＊がん保険（2010）、終身がん保険を除いたがん保険、医療保険（01）のがん入院特約など	指定された給付金受取人	法人 ^{※1※2※3}
ご家族を保障する特約の給付金 ＊家族医療特約（妻型・子型）、配偶者医療特約、家族疾病入院特約87（妻子型）など	主契約の被保険者	
介護一時金・介護年金	主契約の高度障害保険金の受取人 ただし、医療保険に付加されている場合は、主契約の疾病入院給付金の受取人	

- ※1 契約日（自動更新した場合は、自動更新日）が1985年4月以前の契約で法人特則が付加されていないものは、被保険者が給付金受取人となります。
- ※2 契約者から申し出があり、その旨が保険証券に記載されている場合は、被保険者が給付金受取人となります。
- ※3 死亡保険金不担保特則付き契約の場合は、契約者が法人の場合、受取人（請求権者）は法人となります。ただし、契約日が1985年4月1日以前のご契約は、法人特則が付加されている場合のみ法人が受取人（請求権者）となります。

〈3〉請求手続きの注意点

受取人が請求できない事情がある場合は、以下の方から請求していただきます。

請求できない事情	請求いただく方
受取人が死亡	亡くなった受取人の法定相続人等
受取人が未成年者	受取人の親権者または未成年後見人
受取人に成年後見人等が選定されている	受取人の成年後見人等
受取人に意思能力が認められず、成年後見人等が選定されていない	指定代理請求人*

※指定代理請求特約が付加されている契約で被保険者が受取人となっている請求において、被保険者本人が意識障害などで請求能力がない場合は、「指定代理請求人」からの請求が可能です。

契約日が2008年11月1日以前の契約では、指定代理請求特約を付加していなくても、代理請求を認めている場合があります。

2. 旧日本興亜生命契約

〈1〉保険金・年金受取人

保険金・年金の受取人は、原則として契約申込時に指定されたお客さま（受取人）です。ただし、高度障害保険金、特定疾病保険金およびリビング・ニーズ特約保険金の受取人は被保険者となります。

受取人が複数指定されている場合、または受取人が法定相続人と指定されている場合は、原則として受取人代表者から請求していただきます。

■保険金・年金受取人一覧

保険金種類		受取人
死亡保険金・死亡給付金	死亡保険金 災害死亡保険金	指定された死亡保険金受取人
	死亡保険金（家族分） 災害死亡保険金（家族分）	主契約の被保険者
	死亡給付金（医療保険08）（個人年金） 死亡給付金（積立・無選択型終身） 災害死亡給付金（積立型終身）	指定された死亡給付金受取人
	死亡給付金（こども保険）	契約者
	養育年金	被保険者
	遺族年金	指定された遺族年金受取人
高度障害保険金	高度障害保険金 高度障害年金 災害高度障害保険金 障害給付金（全額） 障害給付金（全額）（家族分） 高度障害給付金 養育年金（こども保険）	被保険者 * 法人契約で死亡保険金受取人および満期保険金受取人が法人の場合、契約者である法人が請求権者（受取人）となります。
特定状態保険金（リビング・ニーズ） 特定疾病保険金 特定疾病診断給付金		被保険者

〈2〉給付金受取人

給付金受取人は給付金種類、契約形態によって異なります。

■給付金受取人一覧

契約形態 給付金種類	個人契約の場合	契約者が法人で、死亡保険金受取人もしくは満期保険金受取人が個人の場合	契約者、死亡保険金受取人および満期保険金受取人がすべて法人の場合
がん保険・医療保険・医療保険（08）以外の入院給付金等 *家族給付金を含む	主契約の被保険者	主契約の被保険者	法人
がん保険・医療保険・医療保険（08）の入院給付金等 *家族給付金を含む	主契約の被保険者	主契約の被保険者または法人のいずれか指定された受取人	主契約の被保険者または法人のいずれか指定された受取人

* 家族型契約では、傷病者が配偶者または子であっても、受取人は常に主契約の被保険者（本人）となります。

参考

傷病者	受取人
家族型契約の被保険者本人 (主たる被保険者)	主契約の被保険者本人 (主たる被保険者)
家族型契約の配偶者・子 (従たる被保険者)	

〈3〉請求手続きの注意点

受取人が請求できない事情がある場合は、以下の方から請求していただきます。

請求できない事情	請求いただく方
受取人が死亡	亡くなった受取人の法定相続人等 ^{※1}
受取人が未成年者	受取人の親権者または未成年後見人
受取人に成年後見人等が選定されている	受取人の成年後見人等
受取人に意思能力が認められず、成年後見人等が選定されていない	指定代理請求人 ^{※2}

※ 1 受取人が被保険者で、被保険者死亡後の請求の場合

(1) 契約日が2007年4月1日以前 (医療保険・がん保険は2010年3月1日以前)

被保険者死亡時の被保険者の法定相続人代表者が請求者となります。

法定相続人が複数いる場合、「代表者選任届」または「委任状」にて代表者を定めることが必要です。

(2) 契約日が2007年4月2日以降 (医療保険・がん保険は2010年3月2日以降)

◆被保険者の法定相続人のうち、次の順位で法定相続人の代表者となります。

①主契約の死亡保険金受取人等 (医療08では死亡給付金受取人、医療保険・がん保険では終身保険特約等の特約死亡保険金受取人)

②上記①に該当する者がいない場合は、指定代理請求人特約が付加され、指定代理請求人が指定または変更されているときは、その者

ただし、被保険者の死亡時に、つぎのいずれかに該当することを要します。

(ア) 被保険者の戸籍上の配偶者

(イ) 被保険者の直系血族

(ウ) 被保険者の3親等内の親族 (医療08および医療保険・がん保険は被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等以内の親族)

③上記①・②に該当する方がいない場合は、戸籍上の配偶者

④上記①～③に該当する方がいない場合は、法定相続人の協議により定められた者

※ 2 指定代理請求特約が付加されている契約で被保険者が受取人となっている請求において、被保険者本人が意識障害などで請求能力がない場合は、「指定代理請求人」からの請求が可能です。

契約日が2008年8月1日以前の契約では、指定代理請求人特約を付加していなくても、代理請求を認めている場合があります。

